

## <拡散希望、重要連絡、飼い主さん必見>

警戒区域のペットの保護救出方法について、飼い主さんへ大切なお知らせです。

まだ助かります！助けましょう！諦めないでください！

本日11月17日、犬猫救済の輪・TNR日本動物福祉病院では警戒区域内の各町役場、福島県相双福祉事務所に電話で確認しました。

住民の一時帰宅では食べ物や生き物は連れ出せないとされていますがどうすれば20キロ圏外への救出ができますか。

情報を相双福祉事務所に寄せれば、保護に向かいます。一時帰宅の飼い主さんは、猫はゲージやキャリー、犬は繋ぐリード等の用意をして、保護して下さい。保護できない場合のために次回一時帰宅までの餌を十分に持ってはいって下さい。自分の犬猫でなくても近所の誰それさんのペットだということでもいいです。

※一時帰宅の際の情報に基づいて相双福祉事務所が保護して後日匹保護をして下さいます。一時帰宅の前に相双福祉事務所に電話して何日の一時帰宅でペットを保護する予定であることを伝えて下さい。

- 1) 一時帰宅の時にゲージやキャリー、リード等と十分な餌を用意して入って下さい。(連絡に基づいて実際に保護できるまで1日、2日かかる場合があります。その日見当たらなくても生存の可能性はありますので次回一時帰宅までの最低20キロ以上の十分な餌を置いてきて下さい。)
- 2) 一時帰宅の時に、持参したゲージやキャリーに犬猫を入れたり、リードにつないだりして、玄関等のわかりやすいところや倉庫に置いて、毛布等で防寒して下さい。餌も中に入れて下さい。
- 3) 置いたらすぐ相双福祉事務所に電話連絡して正確な場所等の情報を伝えて下さい。
- 4) 捕まえられなくても、発見できたら、相双福祉事務所に連絡して後日の保護依頼と給餌依頼をしてください。
- 5) 警戒心が強くなっている猫等は捕獲機が無いと捕まえにくい場合があります。捕獲機の貸し出し等については、愛護団体等にご相談下さい。
- 6) 一時帰宅時に自分のペットではなくても放浪犬等を発見したら、繋げたら繋いで、相双保健所に保護してもらって下さい。繋げなくても、連絡して下さい。保健所が保護に向かいます。

※公益立ち入りでペットを発見した場合も同様の方法でお願いします。保護できたら電話。※県の巡回保護もありますので、一時立ち入り、公益立ち入りまで待たずに保護してもらいたいペットの情報も電話で相双福祉事務所に寄せて下さい。

まずはとにかく飼い主さんは相双福祉事務所に電話して相談して下さい。立ち入り時には相双福祉事務所の電話番号のメモを持って入って下さい。

**相双福祉事務所 電話番号 0244-26-1351**

(檜葉町災害対策本部情報班鈴木様、大熊町生活衛生課竹内様、双葉町総合窓口佐藤様、浪江町総合情報班斎藤様、相双福祉事務所動物班若林様鈴木様に確認済みです)